



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

ページ

### ○ 公安委員会規則

\*7 和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 1

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第7号

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月4日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県金属くず業条例施行規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（帳簿等）」に改め、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の2項を加える。

3 条例第12条第1項に規定する規則で定める帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 条例第12条第1項の規定により記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類

(2) 取引伝票その他これに類する書類であって、条例第12条第1項の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

4 金属くず商は、条例第12条第1項の規定により前項第2号に掲げる書類に記載したときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかなければならない。

第13条中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第14条の見出し中「書換え」の次に「並びに帳簿等」を加える。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

許可証番号	第	号	許可年月日	年	月	日
金 属 く ず 商 許 可 申 請 書 年 月 日 和歌山県公安委員会 殿 申請者の氏名又は名称及び住所 ㊤ 和歌山県金属くず業条例 (昭和32年和歌山県条例第66号) 第 3 条第 1 項の規定により、下 記のとおり金属くず商の許可を申請します。						
申請者	個 人	フリガナ 氏 名 生年月日	年 月 日			
		住所又は 居所	電話			
	法 人	フリガナ 名 称				
		主たる事務 所の所在地	電話			
個 人	フリガナ 代表者氏名 生年月日	年 月 日				
	代表者の 住所	電話				
営業所	名 称					
	所 在 地					
行 商	行商の届出の 有無等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	届出年月日 届出番号	第	年 月 日	号
	主たる行商地域					
古物商	許可の有無等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	許可年月日 許可番号	第	年 月 日	号
	主たる取扱古物					
法人の場合は、役員 (代表者を 除く。) の住所、氏名及び生年 月日						

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第3号から別記様式第5号までを次のように改める。

別記様式第 3 号 (第 5 条、第14条関係)

金属くず商許可証等再交付申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

和歌山県金属くず業条例(昭和32年和歌山県条例第66号)第7条(第22条)の規定により、  
許 可 証  
 の再交付を下記のとおり申請します。  
行商の証

申請者	個 人	フリガナ 氏 名 生年月日	年 月 日
		住所又は 居所	電話
	法 人	フリガナ 名 称	
		主たる事務 所の所在地	電話
	人	フリガナ 代表者氏名 生年月日	年 月 日
		代表者の 住所	電話
金属くず商の営業所の 名称及び所在地			
主たる行商地域			
許可証(行商の証)番号 及び許可(届出)年月日		第 年 月 日 号	
再交付の理由			

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第 4 号 (第 6 条、第 14 条関係)

金属くず商許可証等返納届  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 和歌山県公安委員会 殿  <div style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">㊦</div> 和歌山県金属くず業条例 (昭和 32 年和歌山県条例第 66 号) 第 8 条 (第 23 条) の規定 <input type="checkbox"/> 許 可 証 により、下記のとおり を返納します。 <input type="checkbox"/> 行商の証			
届出者	個 人	フリガナ 氏 名 生年月日	年 月 日
	人	住所又は 居所	電話
	法	フリガナ 名 称	電話
	主たる事務 所の所在地	電話	
人	フリガナ 代表者氏名 生年月日	年 月 日	
	代表者の 住所	電話	
許可 (届出) 年月日及 び番号		年 月 日	第 号
返 納 理 由			
備考			

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第 5 号 (第 7 条、第 14 条関係)

金属くず業変更届出 (書換え申請) 書			
年 月 日			
和歌山県公安委員会 殿			
届出 (申請) 者の氏名又は名称及び住所			
㊤			
和歌山県金属くず業条例 (昭和 32 年和歌山県条例第 66 号) 第 9 条第 1 項 (第 24 条第 1 項) の規定により、変更の届出をします。			
和歌山県金属くず業条例第 9 条第 2 項 (第 24 条第 2 項) の規定による許可証 (行商の証) の書換え申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
営業種別	<input type="checkbox"/> 金属くず商 <input type="checkbox"/> 金属くず行商		
許可 (届出) 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変更事項			
変更内容	変更年月日                      年 月 日		
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none; text-align: center;">新</td> <td style="width: 50%; border: none; text-align: center;">旧</td> </tr> </table>	新	旧
	新	旧	
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> </td> </tr> </table>			
備考			

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。



別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号 (第12条関係)

交付番号	第	号	交付年月日	年	月	日
<p>金 属 く ず 行 商 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p>和歌山県金属くず業条例 (昭和32年和歌山県条例第66号) 第20条の規定により、 下記のとおり金属くず行商の届出をします。</p>						
届 出 者	フリガナ 氏 名					
	生年月日	年 月 日				
	住所又は 居 所	電話				
主たる行商地域						
金属くず商許可の有無等	<input type="checkbox"/> 有	許可年月日	年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 無	許可番号	第	号		

備考 該当する□欄にレ印を記入すること。

別記様式第12号中「本籍」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の和歌山県金属くず業条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の和歌山県金属くず業条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第13条の行商の証は、新規則第13条の行商の証とみなす。